

(第一類 第十五号)

第一回國會通信委員會會議錄第十七号

(六八二)

昭和二十二年十一月七日(金曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 岡田 勢一君

理事重井 鹿治君 理事天野 久君

理事白井 佐吉君

海野 三朗君 大石ヨシエ君

堀川 静雄君 片島 港君

野上 健次君 矢尾喜三郎君

小島 徹三君 千賀 康治君

田島 房邦君 長谷川政友君

多田 勇君 森 直次君

河口 陽一君 林 百郎君

出席國務大臣

逓信大臣 三木 武夫君

出席政府委員

逓信政務次官 椎熊 三郎君

逓信事務官 浦島喜久衛君

逓信事務官 小笠原光壽君

逓信事務官 中山 次郎君

逓信事務官 山戸 利生君

委員外の出席者

議員大澤嘉平治君 議員明禮輝三郎君

專門調査員 吉田 弘苗君

十一月一日

郵便法案(内閣提出)(第八二號)

の審査を本委員會に付託された。

十月三十一日

會津高田驛前に郵便局設置の請願

(原孝吉君外一名紹介)(第一〇三四號)

特定郵便局制度存続の請願外二件

(明禮輝三郎君外八名紹介)(第一〇三六號)

佐野郵便局電話局舎新築並びに交換

第一類第十五号 通信委員會會議錄

第十七号 昭和二十二年十一月七日

方式改善の請願(大澤嘉平治君外一名紹介)(第一〇三九號)

民間放送事業に關する請願(大宮伍三郎君紹介)(第一〇七〇號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

郵便法案(内閣提出)(第八二號) 請願

一 西志布志村伊崎田に郵便局設置の請願(助金右衛門君紹介)(第八〇八號)

二 會津高田驛前に郵便局設置の請願(原孝吉君外一名紹介)(第一〇三四號)

三 特定郵便局制度存続の請願外二件(明禮輝三郎君外八名紹介)(第一〇三六號)

四 佐野郵便局電話局舎新築並びに交換方式改善の請願(大澤嘉平治君外一名紹介)(第一〇三九號)

五 民間放送事業に關する請願(大宮伍三郎君紹介)(第一〇七〇號)

逓信從業員集團缺點問題に關する件

○岡田委員長 會議を開きます。

本日の日程は、郵便法案、内閣提出、第八二號、それと請願五件を上程する豫定であります。都合によりまして、郵便法よりも先に、請願の審査を行いたいと思ひます。いかがでございますようか。

(異議なしと認むる者あり)

○岡田委員長 ではさういたします。

○岡田委員長 これより十月八日及び十月三十一日本委員會に付託されまし

た請願について審査をいたしますが、その決定は後日に譲りたいと思ひます。紹介議員の都合で、日程第四、佐野郵便局電話局舎新築並びに交換方式改善の請願、大澤嘉平治君外一名紹介、紹介者大澤嘉平治君の紹介説明を求めます。

○大澤嘉平治君 請願の理由について、請願書をもつて委員會に提出いたしておきましたが、それに種々事情を附け加えて一應請願の趣旨を説明いたします。

佐野郵便局電話局舎は、さうぶる狹隘にして將來擴張の餘地がなかつた、事務輻湊して著しく能率を阻害する實情にあり、速やかに局舎を新築して磁石式單式制を共電式に改めると同時に、均一料金制を度數料金制として、電話の疏通を改善し、加入者負擔の公平と利便増進をはかり、産業の發展を助長せらるるよう左記事情を具し、關係者の連署をもつて憤んで請願する次第であります。

一、現下貿易再開の機に際し、輸出産業振興上、通信機關として重要な纖維工業地帯、すなわち兩毛地方の中心をなす佐野市は重要化し、特に這船足利、桐生、伊勢崎等の各織物都市が水害によりまして、非常な災害を受け、ここに初めて佐野市の電話局舎の重要度を加へつつあり、これが通信機關たる佐野郵便局電話局舎は通信機關として最も重要性を加へてまいつたのであります。佐野郵便局舎は建築以來四十間の年月を閲し、しかも借建物で

あるために、補修も届かず、不便至極にして作業能率に影響するところが少なくないのであります。

第二には、昭和十三年佐野郵便局を新築の際、將來電話局舎を隣設せしめる豫定をもつて、郵便局裏に三百二十餘坪の官有空地をもつておるのであります。

第三には、佐野市は昭和十八年四月附近六箇町村合併、新生都市として誕生せる縣内第二の都市であり、地域廣闊なるため電話の利用度は非常に多いのであります。

第四といひましては、安蘇郡葛生町の石灰は肥料用として、建築用として、また石灰砕石は道路用資材として、その産額において全國第一の地位を占むるのみならず、郡内産業勃興のため、佐野局經由の電話度數は非常に多いのであります。

第五といひましては、大藏當局において、佐野市を中心とする産業事情を認められ、本年八月一日より新たに佐野税務署を開設されたのであります。

第六といひましては、司法當局においても市内各種事情を考慮せられまして、近く簡易裁判所開設の用意をもたれ、また栃木縣においては、佐野織物の現在及び將來に對處して、縣立工業試験場設置の準備まで進めておるのであります。

第七といひましては、佐野局電話加入者は現在六百三十名にして、將來の趨勢は、佐野市並び同地方の過去及

び現在に鑑みまして、局舎完成と同時に、相當多數の加入者が豫想せられ、それはますます増大の一途をたどるのみであると思ひのであります。

以上各項御考慮の上、速やかに請願の意を聴許せられんことを切望する次第であります。

○岡田委員長 本請願に關する政府側の説明を聴取いたします。

○推察政府委員 ただいま御紹介願ひました請願の趣旨はよく承知いたしました。現在の局舎が非常に古くなつて狹隘であるといふことは私も認めております。そしてなるべく早い機會に新築しなければならぬという必要も十分認めてゐるのであります。かつ將來の發展に伴う加入者の増加等から見ても、共電式交換が適當であるといふことも認めてゐるのでございますが、何分にも豫算資材等の關係によつて本年度これを實施するといふことは困難であるように思ひます。よつて來年度以降において速やかに實現したい、こういうことで鋭意努力したいと思ひます。なお度數料金制度については、加入者の數及び利用状況から見ても、目下のところこれを實施していいとは思ひません。参考までに申し上げますが、度數料金制度を實施してゐるのは加入者が千名乃至千五百名以上ある所でありまして、ただいま御説明の中にあ

え申し上げます。

○岡田委員長 本件について御質疑はありませんか、では次に移ります。

○岡田委員長 この際委員諸君にお諮りいたします。林百郎委員から、通信従業員の集団行動問題に關する官側の事後の措置について緊急質問の通告がきております。本日は議案が相當山積してありますので、時間の關係上約十五分くらいの制限においてこれを許したいと思ひます。いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○権熊政府委員 質問の内容等について先ほど連絡がございましたので、本省と連絡をとつて材料を取寄せているのでございますから、もう少ししばらくお待ち願つて、他の議案がございましたら、その方を先にさせていただければ都合がよいと思ひます。

○岡田委員長 では御異議がございませんのでこれを許すことにいたしますが、今の政府の御希望によりまして、大臣の出席するまでお待ち願ひます。

○岡田委員長 この際委員諸君にお諮りいたします。海野三朗委員から、郵便物の配達遅延に關して緊急質問の申出があります。これも林君の緊急質問同様、きわめて短時間に制限いたしますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡田委員長 では海野君の緊急質問を許すことにいたします。海野三朗君。

○海野委員 電報の配達は今非常に面目を改められたように感ずるのであります。なほ東京都内におきまして、議院から發送されました速達が六日間

を要して手にはいる。また熱海から出したところの手紙が實に十三日にして手にはいるというふうなことであります。まことに困りぬいておるのであります。これでは仕事にならないのであります。したが、これに對しまして御當局はお気づきになつておるのであります。どうか、またそれに對してすでに方策を講じておいてになるのであります。どうか、お伺いをいたしたいと存じます。なおただいまのその速達は検閲を受けていない速達であります。また熱海その他の方面からきました郵便物も、検閲を経ないのではありません。郵便物が十三日も、あるいは速達が東京都内において六日間も要しておる状態であります。

○小笠原政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げたいと存じます。ただいま御指摘になりました具體的事例に對しましては、逓信省といたしましてまことに申譯ない次第であると存ずるのでございます。郵便の速度復舊に關しましては、私どもといたしましてあらゆる方法を考へまして、取集めから運送、配達に至る各段階につきまして戦前のやうに復舊することを目標といたしまして、物的、人的兩面にわたりまして努力いたしておる次第でございます。東京都内における速達の速度につきましては、先般本省におきまして試験通信をいたしました結果から見ますと、検閲にかからないものは大體二日程度で配達になるはずなのでございまして、熱海方面はもとより多少それ以上の日数を要するかもしれませんが、試験通信の成績は必ずしも悪くなかつたのでございます。しかしながらただいま御指摘になりましたよ

うな事態がとき／＼若干發生いたしましたことはまことに遺憾な次第であります。して、おそろくこういふものはいわゆる郵便物の區分の間違ひ、すなわち現在比較的年少の従業員が多數おります關係上、往々にして経験の程度に於いて必ずしも十分でない者の中にはあります。さうな場合にまれに區分を誤りまして、まつたくこんでもない方向に郵便物を一通送り、それがあらためて送り返されて、正當の名あてに配達されるという場合もございますので、あるいはさういふ場合であつたかも知れませんが、いずれにいたしまして、さういふ誤りがありますことは郵便物の正確かつ迅速な運送上はなほ遺憾でございます。今後さらに十分注意いたしたいと存じます。

○海野委員 どうぞお願い申し上げます。

○岡田委員長 引續き諸君の審査を行つたします。

日程第三、特定郵便局制度存続の請願外二件、明禮輝三郎君外八名紹介、紹介議員の説明を求めます。明禮輝三郎君。

○明禮輝三郎君 特定郵便局制度存続の請願というものは、もうたくさん出ておるやうであります。先日他の請願におきまして私も申し上げ、かつ政府の御答辭もあつた次第であります。から、ここに／＼と申し上げる必要がないと存じます。どうぞ他に出ておりますると同じ意味におきまして、特定郵便局制度の存続をお願いする次第であります。これだけ申し上げます。

○岡田委員長 紹介者は政府の説明を求められておりませんが、何かお話があればこの際お願いいたします。

○権熊政府委員 御趣旨はよく承知いたしました。目下のところ逓信省といつたしましては、特定郵便局制度を廢止するといふやうな考へ方はもつておりません。

○岡田委員長 爾餘の諸君につきましては、紹介議員がお見えになつておりませんので、これを後日に延期いたします。

○岡田委員長 次に移ります。逓信従業員集団行動に關する官側の事後の措置について林百郎委員の緊急質問を許します。

○林百郎委員 實は前回の本委員會におきまして、逓信従業員の集団行動の問題については私も相當つづこんだ質問をし、三木逓信大臣初め権熊次官も大分お氣が立つたやうな様子だつたのであります。が、實は私も何と好んで衝突する意思はないのでして、私の家は先祖代々五十年にわたつて實は逓信事業に努力しておりますので、できるなら日本の國の逓信事業が圓滑に、しかも一般公衆の満足のかゝるやうに運行されるというのを願つておるのであります。そのためにはやはり従業員の生活問題というものを眞剣に考へてやらなく、官側のすることも圓滑にいかないと、官側のすることもあると思ひます。本委員會ではさうした従業員の側の要請を反映する委員も從來比較的少なかつたのであります。私が實は代表して先日質問した次第であります。その後實は六日の毎日新聞を見ますと、今米窪労働大臣が大部分がばつておられるやうであつて、その點については實に陰ながら敬意を表しておる次第であります。そこで本日は、その後集団行動の問題について新聞紙上などによつても、まだ事態の完全なる處理が行われていないやうであり、いろ／＼大衆から關心をもたれるやうな事案があつたものであります。その點を三つほど、時間十五分という制限がありまので、簡単に質問してみたいと思ひのであります。

まず第一には、集団行動者に對して給料を不拂いするという官側の聲明らしいのであります。これは労働關係調整法を讀んでみましても、一應労働委員會の承諾を得た場合には労働組合側の労働争議に對して不利益な處置をしてもよいけれども、労働委員會の承認しない限りは正當、不正當いかにかわらず、争議行為をしたといふことを理由にして、組合員に對して不利益な處置をしてはならないという規定が、労働關係調整法の四十條にあるのであります。この規定があるにもかかわらず、このたびの集団行動行為についてこれを争議行為とみなし、給料の一部不拂いをしたといふ事實を聞いておるのであります。この事實があるかどうかといふことを質したいと思ひるのであります。實はお聞きするところによると、中央郵便局あたりでは、最初頭から小包課は七日、普通課は六日、特殊課は二日差引いてしまつて、それからあとになつて個々それ／＼の人を調べてみて、理由がある場合にはまたそれを返してやるというふうなことをしておるらしいが、そこで事故の缺勤だとか、事由があつて休んでおる者に對しては、これは正當な理由があるとして

給料はやつておつて、かえつて出てきておる者に対しては、その日意業しておるから給料を拂わないというやうな現象が行われておるやうであります。そのやうな事と、この給料支拂いについての公正な處置を缺くやうなきらいがあると思ふのであります。その點は具體的にどういふやうになつておるか。この問題は次に質問したいと思ひますが、遂に中央郵便局従業員の警察への検束の問題までも惹起しているのではありません。これはよほど慎重に處置してもらいたいと思ふ。ただでさえ給料が安く生活が苦しい。それが集團缺勤の一因にもなつてゐるのであります。その際集團缺勤をしたからといつて、なお給料を七日分も六日分も差引くといふことになれば、従業員にとつて非常に致命的な打撃を與へることになると思ふのであります。かえつて事態を悪化する挑発の原因にもなると思ふのでありますから、この點を慎重な調査をしてもらいたいという希望から、質問をまずいたすわけでありま

す。

○三木國務大臣 給料差引きの問題については、慎重を期さなければならぬわけでありまして、今同政府の警告書が十月の二十二日出たわけでありまして、これが周知徹底を缺いておつて、給料不拂い等のことがあつた場合には、非常に氣の毒だと思ひまして、二十二日に警告書が出て、それから二十三日、二十四日を置いて、二十五日から缺勤者あるいは怠業者に對して給料差引きをする處置をとつた。だからその間三日間ばかり餘裕を置いたわけでありまして、給料の差引きの問題については、集團缺勤で實際に出勤をして

こない、あるいは怠業でいつものやうに仕事をしない、こういうときに給料を拂わないということは、社會の通念からいつても妥當であると思ふのであります。これは政府はそういう社會の一般通念からいつたのではなくして、官吏俸給令によつてゐるのであります。昭和二十一年十二月四日勅令第五百九十一號の改正によつてゐる。その第七條ノ二に「同團體樂其ノ他の決議行為に因リ執務セザル者ハ日割計算ニ依リ俸給ヲ減ズ」とございまして、この團體樂業その他の爭議行為中には、昭和二十二年一月三十日大藏省給與局長通牒に怠業がいつてゐるという解釋になつております。そこでこういう官吏俸給令によつて、非常に氣の毒ではありますけれども、この法規に照らし處置をいたさなければならぬわけでありまして、このために東京中央郵便局においては、普通課と小包課の問題があつた。この普通課は十月の二十五日の集團缺勤者に對して、あるいは小包課は二十五日、二十六日、二十七日、これは集團缺勤のあつた日ですが、これに對して、給料を拂わない。その後普通課は十月二十七日、二十八日には皆出てまいつたのであります。怠業状態にあり、また小包課も二十九日、三十日は怠業下にある。そういうことなので、この事實を官吏俸給令に照らして、今申し上げましたやうな日がこの官吏俸給令の對象になつたわけでありまして、しかしこの怠業につきま

しては、こちらの調査あるいは本人の申立等によつてこれを一時的にしないで、できるだけそういふやうな調査、申立等によつて的確にその事實をつかんで處置をいたしたいと考えまして、

一遍に給料を支拂つておくことができないわけですから、とりあへず十月の二十五日から普通課は十月の三十日まで、小包課は三十一日までの間を引きまして、それから先ほど申し上げた方式によつて精算をする。すでに小包課はその精算を終えて、従業員に金を渡してあります。こういう處置をとつて――一應は精算ができなかつたために引きましたが、これをできるだけ早く精算をして、そして渡すという方法をとつておる次第であります。林君から、どういふ根據によつたかという御質問でありましたが、官吏俸給令によつて、どういふお答えをいたします。

○林(百)委員 どうも時間が制限されておるために十分討議もできないのであります。私の方は、労働關係調整法によつて、「使用者はこの法律による労働爭議の調整をなす場合において労働者がなした發言又は労働者が爭議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利な取扱をする」とはできない。但し、労働委員會の同意があつたときは、この限りでない。この四十條の適用からして、これには特に正當とか何とかいふ理由がない。爭議行為といふことがある。總括的な爭議行為であり、また、やはりこれは労働委員會の同意を得て、官側の處置が妥當であるという同意を得てからなすという解釋をしておるのであります。その點、これは見解の相違であるというならばやむを得ないが、労働關係調整法の第四十條との關係を、慎重に考慮されたいといふことを希望として述べておく次第であります。

その次に、實はこのことが問題にな

りまして、従業員側が非常に激昂しまして、十一月一日中央郵便局長並びにちようどその際來合せておつたところの東京通信局の業務部長並びに郵務課長あるいは労働課長といふやうな方と、従業員側との團體交渉中に、九ノ内警察の武裝警官が三十名ほど中央郵便局の中に待機しておりました。遂に従業員側三名並びに組合長一名が検束されたといふ事實が新聞紙に報道されておるのであります。これは通信業務の上からいつて、實に遺憾な事態だと思ふのであります。これについて

はどういふ事態であつたのか。また官側の處置はどうであつたか。その後書類はすでに検察廳に送られておるといふことであるが、一體検察廳との關係はどういふことになつておるか。こういうことがきつかけとなつて、思わざるに大きな不祥事態を惹起する危険もあるのであります。速やかにこれは穩便裡に處置すべきものであるが、この事態がどうなつておるか報告を願ひたいと思ふのであります。

○三木國務大臣 先ほどの労働法四十條の解釋であります。行政處分とかいふ――俸給を差引くといふことは、あそこを言ふ處分といふよりは、働かなかつた日の給料を差引くといふので、これは俸給令によつておるのであります。労働法に言う四十條の労働委員會の同意といふのは、行政處分その他の處分について同意を得なければならぬのだ、こういう解釋をいたしておるわけでありまして、それから中央郵便局の検束問題であります。林君もよく御存じのことと思ひますが、十一月一日にこの給料差引きのことが問題になりまして、組合

員が中央郵便局の二階の事務室に集合しておるから、すぐ中央郵便局長に行つて説明されたいという強い申出があつて、同局長がしばらく待つてくれと言つたけれども、待つことができない。その間押問答の結果、結局午後一時四十五分に行くと答えて、相手も諒として退出したのであります。局長は會議をしておつて少し時間が遅れたのであります。また迎えが参りました。二階の集合場所に来るのがいやならば、全員が局長室に押しかけてくると言つて詰め寄つたので、局長は同局の厚生課長あるいはその他の者を連れてその作業場へ出て行つたわけであり

ます。ところが約二百名の組合員が局長を取巻きまして、強硬な交渉が始まつた。局長室に歸ろうといひまして、も、なか／＼歸して欲しない。どう／＼局長は失神状態に陥つたわけでありまして。ために相當な重傷で、今日においても静養をいたしておるといふ事態であります。こういう事態が起りましたので、九ノ内警察署としても警戒のために警官が参つておるとは事實であります。そうしてその後局長は倒れましたが、東京通信局の郵務課長、労働課長、あるいは業務部長等を相手にいたしまして、今申した多數の人々がやつと夜も引續いて――四時ごろから夜を過ぎて十二時半まで、やはりこれに對して強硬な交渉が續けられまして、その間歸ろうとしませんでしたけれども歸してくれない、こういう事態で、その場の空氣というものが、おそろしく警察の解釋としては、不法監禁の疑いをもつておるといふことであつたと思ふのであります。林君が御指摘のやうに、二名の検束者と、二名を参考人とし

て、尤ノ内署に検束をされたことは事實であります。その後この問題を重視して警察當局で取調中になつております。しかし検束を受けました者は、翌日釋放をされたのであります。ただいま取調中であります。こういう状態では、はなはだ遺憾であります。その場の空氣は、やはり團體交渉としての範圍を逸脱してゐるような感じが深くたすのであります。

○林(百)委員 私の方の調査によると、團體交渉中は、従業員の人たちは交渉室の外に待つていた。その待つてゐるのが、逓信局の官側の人たちは交渉がまだ適當な結論にいかない間に歸ろうとした。ところが狭い廊下でありますから、従業員がみな結果を心配して、そこに待機してゐるのが、詰めかけてゐるために、遂に官側の人たちが歸れなかつた。それを警察官が不法監禁だといふことで検束したらしい。

交渉してゐる室の中へは別に従業員ははいつておられない。従業員は室の外の廊下に徹宵して、結果を心配して待つていたわけであつてこれは少しも不法監禁とか、暴行の意圖は従業員側に見られなかつたといふのは、これは解明しておるものであります。なお事態を十分に慎重に調査の上、適當な、この上いたずらに従業員側に刺激を與えるような處置のないように、努力されんことを希望しておく次第であります。

なお中央郵便局長の病態の問題であります。もと／＼血壓の高い人であつて、この集團騒動の問題について非常な心勞をしておつたために、遂に血壓が非常に高まつて、ふだんの病態からその場で倒れたらしいのであります。これは何も従業員側が威嚇したと

か、脅迫したことではないといふことをわれ／＼は信じておるのであります。この點ももしふだんの病態から結果したのか、あるいはそのとき特殊な何か威嚇をしたのか、その點を御説明願つて次の問題にはいりたいと思ひます。

○三木國務大臣 私は自然發生的にあつて失神状態に陥つたものでないといふ解釋をしてゐる。その當時二百名の者が取巻いて、その場に起つた雰囲気の影響を與えたものであるといふ解釋であります。

○林(百)委員 その點は重大ですが、私は中央郵便局長に會つたことがあつた。非常に太つた方で、顔も赤ら顔でふだんそういう危険のあるからだをもつておつたと認められると思うが、どうか。むろん三木逓信大臣はそんなことは知らぬかもしれぬ。血壓が高くて、あの心勞でもつて、ふだんの自分の本質からも原因してゐるといふので、それをわかる方があつたら答へてもらいたい。一方的に従業員が團體交渉したから倒れたのだといふことになる重要な問題になる。ふだんそういう體質をもつていた人じやないか。これは重要な點ですから。――簡單で結構です。

○三木國務大臣 そういふ問題はお醫者にでも聽かなければわからぬのであります。しかし数日前にも會つたのですが、そういう自然發生的な徴候はなかつたとは思ひます。私の方にもいろいろ詳細の調査があるのですが、讀み上げるに時間がかかりました。調査はある程度できてゐるので、林委員にお貸してよく御調査くだされば、そのときいかなる雰囲気のもとに局長が

交渉を受けたかといふことがおわかりになるから、御調査をされんことを希望いたします。

○林(百)委員 もう一點最後にお尋ねしたいと思ひますが、十一月六日の毎日新聞に出てゐるのであります。三木逓信大臣が閣議で御審議なさつたような記事が出ておりました。われ／＼ながら大いに敬意を表してゐるのであります。このときの模様をもし發表できますれば、發表していただきた。新聞紙などにももちろん出ておりますが、大體どの程度のことか實現し得る見通しがあるのか。これは非常に微妙な問題でありますから、發表できる程度のことではないと思ひます。二點ほど主張されておるようであります。一つとしては、千八百圓ベースを少し修正するのやむを得ないのではなから、現在民間の企業平均賃金は二千二百圓を上まわつてゐる。だからやはり官側の従業員に對しても千八百圓のベースの修正をやむを得ないじやないか。賃金の再調整を考慮したらどうかという御意見と、もう一つは應急對策として、越年の資金として一箇月分の補助金を支給する。勤務所得税の基準控除額の引上げに伴い、七月分以降を返却する。それから三として、みそ、しょうゆ、鹽、干魚、薪炭等、生活必需品の物價を引下げて保障してやる。それから四として、勞務加配米の範圍擴大を考慮するといふようなことを主張されておるようであります。これに對しては和田安本長官その他經濟閣僚の方面から相當反對の意見もあつたやうであります。全逓の中央勞働委員會に對する提訴の裁決の近いときであります。官側のこうした努力

が、將來どの程度結實する見込みがあるかといふようなことを、發表し得る限度でいいですから發表していただき。

○三木國務大臣 ただいま新聞紙を参照されてゐる／＼御申し述べになりましたが、それは政府が發表したものでない。新聞紙がとつた記事でありまして、政府がそういう發表をしたのではないのであります。今日の段階で今御質問になつた點を申し上げることはできないのであります。

○林(百)委員 そうすると、官公廳の勞働者に對する生活改善の途について三木逓信大臣は努力されておると思ひますが、何らかの曙光があるかどうかといふような點だけでも結構だと思ひます。この際重要な問題ですから、もしそういう明るい見通しが考へ得るなら、具體的なことは明言できないとしても、そういう曙光があるかどうかといふことだけで結構でございます。

○三木國務大臣 いろいろそれには限度があると思ひますが、何とか全官公の従業員の生活を改善したい。こういう見地から検討をいたしております。

○岡田委員長 本問題に關連いたしまして片島港委員から二、三分間程度の質問通告が出ております。これを許すに異議がございせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○岡田委員長 それではこれを許します。

○片島委員 二、三分間これに關連して三つの點をお尋ねしたいと思ひます。全逓の中央地協の爭議については人によつていろいろと批判はあるのであります。一旦爭議が發生した以上は、これをなすだけ穩健に済まして、

急速に通信復興をはかるということが非常に大切なことだと思ふのであります。政府は近ごろいろいろやることです。非常に手荒くなつてきたような感じがするものであります。この報告が出来るから賃金を出さないという報告がありました。前の報告が出来るまでに出してしまつて、仕事をやつて能率も比較的上つておつた。ところがまた給料を拂わぬといふことを言つたものだから、それから新聞では山犬爭議と言つておられます。出てきてもなかなか仕事の能率が上らないといふやうなことで、現在に至つておるのであります。實は私もやはり官吏をやつておつたのですが、上司が面目上非常にかんばるときでも、下の方ではなるたけやらせて事を穩健に解決するといふことは必要であらうと思つておるのであります。政府でできたことで、逓信省で十分できぬ問題がある。逓信省でできたことでも局長の裁量でできることもあるのであります。これは畫一的に、初めから何日分差引けといふふうに指令を出されたのであるかどうか。これが第一點であります。

それがら局によつて、たとえば休暇日數の中にあつてはめて穩健に済ましてゐる所があると私は聴いております。局によつてそういう裁量がされて、中郵はそれがされておらぬといふやうなことも承つておられます。この點についてお伺ひいたします。

それから集團騒動して故意に休んだ者と、善意の缺勤者といふものとあると、さきに逓信大臣は言われましたが、この區別をどういふふうにして判定をされるのであるか。この三つだけ

を簡単でよろしゅうございますから御答辯を願います。

○三木國務大臣 逓信大臣の自由裁量ということはそんなに餘地がないのです。俸給分によつておるものですか。集團缺動には支拂わない、それから意業に對しても給料を支拂わないという建前になつておるのでありますから、逓信大臣で自由な裁量のできる餘地は至つて少い。それで第三のお尋ねにも關連しますが、集團缺動の場合には、これは個々というよりか全部差引いて、意業の場合には官側の調査、本人の申立等によつて、さういふ事實のなかつた者からは意業を引かない。こ

ういう處置をとつてゐるのであります。集團缺動には一律に引く、意業については個々の調査をするかういふことにしておるわけでありませう。争議中の給料は拂わないという建前はちやんと俸給令でまづつてゐるので、これはむしろ私は當然の處置と考えております。ただししかしその間、意業の場合等においてはそれを一律的でなしに、個々の場合を調べて、それがまじめに働いた人に苛酷なことにならないような處置は、十分にとるように全通の者に申し渡してあるわけでありませう。

○片島委員 局によつて裁量されておるといふことを聞いております。ある局では休暇をもつておる場合に、その休暇にあつてはめて、それが足らなかつた部分だけ差引く。中郵だけがそれをやられていないというふうに承つておりますが、かういふ點はいかですか。

○三木國務大臣 私の受けておる報告は、今申したように集團缺動に拂われない。意業に對しては個々の場合を調査

して拂うようにという指令を出しておるわけでありませう。その線に沿つて處理しておると思ふのでありますが、今のお尋ねでは、場所によつて、自由裁量によつたところがあるのではないかと

いうお話ですが、私はさういふことを現業局長に傳えて、その線に沿つて處理するようにといふことを言つてゐるので、お話のような點があれば、調査してみたいと思ふのであります。

○岡田委員長 次に移ります。これより去る十一月一日日本委員會に付託になりました郵便法案、内閣提出、第八二號を議題といたします。當局より提案理由の説明を聴取いたします。逓信大臣三木武夫君。

郵便法案

第一章 總則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便の役務をなすべく安い料金で、あまなく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二條(郵便の國營及び逓信大臣の職責) 郵便は、國の行ふ事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便に關する條約及び法律に従ひ、省令を發すること。

二 法律に觸れない範圍において、郵便局を設置し、又は廢止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

三 郵便物の取集、運送及び配達

に關する施設をすること。

四 郵便の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に觸れない範圍において、郵便の業務に従事する者の能率の向上を圖るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便事業を行うため、財政及び會計に關する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各號に掲げるものを除いて、郵便に關し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(逓信大臣の職權の委任) 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便の業務に従事する官吏) 郵便の業務に従事する官吏(特定郵便局長を含む。)の身分、給與及び服務に關する事項並びに特定郵便局長の郵便局の運営に關する事項は、この法律でこれを定めず、別に法律でこれを定める。

第五條(事業の独占) 何人も、郵便の業務を業とし、又、國の行ふ郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。但し、逓信大臣が、法律の定めるところに従ひ、契約により逓信官署のため郵便の業務の一部を行はせることを妨げない。

何人も、信書の送達を營業としてはならない。

運送營業者、その代表者又はその代理人その他の從業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添附する無封の添狀又は送狀は、この限りでない。

第六條(利用の公平) 何人も、郵便の利用について差別されることがない。

第七條(利用の制限及び業務の停止) 逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第八條(檢問の禁止) 郵便物の檢問は、これをしてはならない。

第九條(秘密の確保) 逓信官署の取扱に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第十條(郵便物運送の義務) 左の者は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、逓信大臣の要求があつたときは、郵便物の運送をしなければならない。

一 國の經營する鐵道、船舶又は路線を定める一般自動車運送事業を管理する者

二 地方鐵道法による地方鐵道業者

三 軌道法による軌道經營業者

四 一般交通の用に供するため航

路を定め定期に船舶を運航して運送營業を営む者

五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者

六 索道事業を営む者

七 前各號に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送營業を営む者

前項の場合には、逓信大臣は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、相當の運送料金を支拂わなければならない。

第十一條(海損の分擔の免除) 郵便物及びその取扱に必要な物件は、海損を分擔しない。

第十二條(検査の優先) 郵便物が検査を受けるべき場合には、他の物件に先だつて、直ちに検査を受ける。

第十三條(郵便に關する條約) 郵便に關し條約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第二章 郵便物及びその料金

第一節 通則

第十四條(郵便禁制品) 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一 爆発性、發火性その他の危険性のある物で逓信大臣の指定するもの

二 毒藥、劇藥、毒物及び劇物(官公署、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又は毒物營業業者が差し出すものを除く。)

三 生きた病源體及び生きた病源體を含有し、又は生きた病源體が附著していると認められる物(官公署、細菌検査所、醫師又は

四 法令に基き移動又は頒布を禁止された物

第十五條(省令による差出の禁止)

通信大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に對する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができ

第十六條(郵便物の種類) 郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物とし、通常郵便物は、第一種乃至第五種とする。

第十七條(容積及び重量の制限) 郵便物の容積及び重量は、左の制限を超えることができない。

一 通常郵便物

長さ 四十五センチメートル
容積 幅 三十センチメートル
厚さ 十五センチメートル

重量 第一種 四キログラム

(三) 第三種(はに指) 千二百グラム

(ハ) 第四種(はに指) 三百グラム

郵便物の見本及び形 三キログラム

二 小包郵便物

容積 長さ幅及び厚さ各、五十センチメートル又は長さ一メートル、幅及び厚さ各二十センチメートル

重量 四キログラム

通信大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱条件を定め、容積において前項の長さ、幅及び厚さの各二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる。

第十八條(包装の仕方及びあて名等の記載方) 通信大臣は、省令で、郵便物の包装の仕方及びあて名その他郵便物の取扱上必要な事項の記載方を定めることができる。

第十九條(通貨及び貴重品の差出方) 通貨を郵便物として差し出すときは、これを保険扱の郵便物としなければならない。

通信大臣の指定する貴金属、寶石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留又は保険扱の郵便物としなければならない。但し、通貨とともに包装するときは、前項の規定による。

第二十條(無料郵便) 郵便、電信、電話、郵便為替、郵便貯金、郵便振替貯金、簡易生命保険、郵便年金、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡又は収入印紙の賣

さばきの事務に關する郵便物で左のものは、無料にてこれを差し出すことができる。
一 通信官署から差し出されるもの

二 通信官署の依頼により通信官署に於て差し出されるもの

無料郵便物は、他の法律に規定のあるもの及び通信大臣が指定するものを除いて、これを特殊取扱とすることができない。

第二節 通常郵便物

第二十一條(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。

一 筆書した書状(特定の人にあてた通信文を紙又はこれに類する物に筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む。))したもの、郵便葉書でないもの(を内容とするもの)

二 郵便切手、返信切手、料額印面のついた郵便葉書、収入印紙、紙幣、銀行券、公債證券、社債券、株券、貨物引換證、船荷證券、倉庫證券、爲替手形、約束手形、小切手、郵便爲替證券、商品券又はこれらに類する證券、證券若しくは證券で通信大臣の指定するものを内容とするもの

三 他の種類の郵便物に該當しないもの

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端數ごとに一圓二十錢とする。

第二十二條(第二種郵便物) 郵便葉書は、第二種郵便物とし、通常葉書及び往復葉書とする。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては五十錢、往復葉書にあつては一圓とする。
郵便葉書は、通信大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、こ

れを發行する。但し、省令の定めるところにより、通信大臣の發行する郵便葉書の規格及び様式を標準として、これを私製することを妨げない。

郵便葉書は、その表面に差出人及び受取人の氏名及び住所又は居

所以外の事項を記載し、他の物を添附し、又は原形を變えてこれを差し出すことができない。但し、通信大臣は、省令で別段の定をすることができ

前項の規定に違反して差し出された郵便葉書は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第二十三條(第三種郵便物) 第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とするものは、第三種郵便物とする。

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、通信大臣の認可のあるものに限り

通信大臣は、左の条件を具備する定期刊行物につき前項の認可をする。

一 毎月一回以上號を逐つて定期に發行するものであること。

二 掲載事項の性質上發行の終期を豫定し得ないものであること。

三 政治、經濟、文化その他公衆的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく發賣されるものであること。

第三種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端數ごとに五十錢とする。但し、毎月三回以上發行

する新聞紙、官報及び公報で發行人又は賣主が人から差し出されるその一日分又は一部を内容とするものの料金は、重量百グラム又はその端數ごとに十五錢とする。

第二項の認可を受けた者は、直ちにその料金として二百圓を納付しなければならない。

第二十四條(第三種郵便物の認可の取消) 通信大臣は、前條第二項の認可を受けた定期刊行物が同條第三項の條件を具備しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。

第二十五條(第三種郵便物の題號等の變更) 第二十三條第二項の認可を受けた定期刊行物の題號、掲載事項の種類又は發行人の變更については、省令の定めるところにより、通信大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた者は、直ちにその料金として、一事項の變更の場合にあつては百圓、二事項以上の變更の場合にあつては百五十圓を納付しなければならない。

第二十六條(第四種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。

一 印刷物(盲人用點字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなす。)

二 業務用書類(特定の人にあてた通信文でない事項を紙又はこれに類する物に記載した物)

三 寫眞、書、畫及び圖

四 商品の見本及びひな形並びに學術上の標本
第四種郵便物の料金は、重量百

郵便官署から差し出されるもの

その封筒及び様式を定めて

とす。但し、毎月三回以上

第四郵便物の料金

グラム又はその端数ごとに一圓二十銭とする。但し、盲人用點字のものを掲げた印刷物を内容とするものの料金は、重量一キログラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二十七條(第五種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第五種郵便物とする。郵便物の内容とする郵便物で通信官署の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

一 省令の定める植物種子、苗、苗木、茎及び根、樹皮並びにきのこで栽培、又は培養の用に供するもの

二 蠶種、家きんの卵、蜂及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するもの

三 法令の規定に基づいて行い食糧の検査のため官公署相互間に授受する食糧の標本

第五種郵便物の料金は、重量毎グラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二十八條(第三種乃至第五種郵便物の記載事項等の制限) 第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物の外部には、差出人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附することができない。但し、通信大臣は、省令で別段の定をする事ができる。

前項に規定する郵便物の内容たる物に、省令の定めるところにより、その物の送付にあたり必要事項を記載し、又は他の物を添附することができない。

前二項の規定に違反して差し出された郵便物は、これを異種の通常

郵便物をともに包装したものとみなす。

第二十九條(異種包装) 異種の通常郵便物をともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これを第一種郵便物として取扱う。

第三十條(要件) 信書以外の物を内容とする郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。小包郵便物には、第二十八條第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十一條(料金) 小包郵便物の料金は、重量二キログラムまで五圓、二キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに三圓を増す。

通信大臣は、省令で、都の區の存する區域内、同一特別市又は同一市町村内のみにおいて發着する小包郵便物の料金を前項の料金の半額まで低減することが出来る。

第三章 郵便に關する料金の納付及び還付

第三十二條(料金納付の方法及び時期) 郵便に關する料金は、この法律に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならない。

料額印面のついた郵便葉書については、これを郵便物として差し出したときに、その印面にあらわされた金額の限度において料金の納付があつたものとする。

郵便に關する料金は、省令の定めるところにより、これを通貨で納付することができ、又、郵便物の料金は、省令の定めるところにより、一箇月内に差し出す郵便物の料金及び特殊取扱の料金の概算額の三倍以上の額に相當する通貨を擔保としてこれを後納することが出来る。

第三十三條(切手類の發行及び賣さばき) 郵便切手その他郵便に關する料金をあらうす證券は、通信大臣が、これを發行し、郵便局及び別に法律の定める賣さばき人において、これを賣りさばく。

第三十四條(切手類の記號) 郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす證券は、通信大臣の承認を受けて、記號を施してこれを使用することが出来る。

前項の記號に關する事項は、通信大臣が、省令でこれを定める。

第一項の承認を受けた者は、直ちにその料金として百圓を納付しなければならない。

第三十五條(無効な切手類) 汚染し、若しくは損傷された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくは損傷された郵便葉書は、これを無効とする。

第三十六條(料金納付の義務の消滅) 郵便に關する料金納付の義務は、その納付すべき日から六箇月以内の納付の告知を受けないことに因つて消滅する。

第三十七條(料金の不納金額の徴收) 郵便に關する料金の不納金額は、通信大臣が、國稅滞纳處分の例によりこれを徴收する。

前項の不納金額につき、通信大臣は、國稅に次いで先取特權を有する。

第三十八條(料金の還付) 郵便に關する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因りこれを還付する。

一 過納の料金

二 特殊取扱その他この法律に定める特別の取扱をする郵便物について、不可抗力に因る場合を除いて、通信官署がその取扱をしなかつた場合、又はその取扱をしなかつた場合と同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱の料金

三 通信大臣が損害賠償をしななければならない場合における當該郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料及び保險取扱料を除く)

四 郵便差出箱の私設又は郵便私書箱の使用を廢止した場合における廢止した月の翌月以後の料金

第三十九條(料金の還付の請求) 前條の規定による料金の還付の請求は、前條第一號及び第二號の料金については、その料金を納付した日から一年、同條第三號の料金については、通信大臣が損害賠償をする旨の通知を受けた日から六箇月、同條第四號の料金については、私設又は使用を廢止した日から、六箇月を経過したときは、これをすることが出来ない。

第四章 郵便物の取扱

第四十條(引受の際の申告及び開示) 通信官署は、郵便物引受の際、郵便物の内容たる物の種類及び性質

につき、差出人に申告を求めることが出来る。

前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律又はこの法律に基き省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、通信官署は、差出人にその開示を求めることが出来る。

差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、通信官署は、その郵便物の引受をしないことができる。

第四十一條(取扱中に係る郵便物の開示) 通信官署は、その取扱中に係る郵便物がこの法律又はこの法律に基き省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることが出来る。

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだときは、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることが出来ないときは、通信大臣の指定する通信官署において、その郵便物を開くことができる。但し、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

第四十二條(危険物の處理) 通信官署は、その取扱中に係る郵便物が第十四條第一號乃至第三號に掲げる物と内容とするときは、危険物の發生を避けるため棄却その他必要な處置をすることが出来る。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知しなければならない。

第四十三條(あて名變更及び取もどし) 郵便物の差出人は、當該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の變更又は取もどしを差出郵便物の内容たる物の種類及び性質

第一類第十五号 通信委員会議錄 第十七号 昭和二十二年十一月七日

便局に請求することができる。

あて名變更料及び取もどし料は、左の通りとする。

一 當該郵便物の發送準備完了前であるとき 二圓五十錢

郵便に上るもの 五圓

二 電信（あて名、四〇圓、變更料、取もどし料、三十圓）

三 差出郵便局が當該郵便物を配達すべきとき 二圓五十錢

第四十四條（轉送） 郵便物の受取人がその住所又は居所を變更した場合において、あらたな住所又は居所が判明しているときは、その郵便物は、これをそのあらたな住所又は居所に轉送する。

書留、保險被若しくは連達とした通常郵便物又は小包郵便物を轉送したときは、逓信官署は、配達の際あらたに受取人に當該郵便物の料金及び書留料、保險被料又は連達料を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人が、これを納付しなければならない。

第四十五條（受取人の證明） 逓信官署は、郵便物の受取人の眞偽を調査するため、受取人に對して必要な證明を求めることができる。

第四十六條（正當の交付） この法律又はこの法律に基く省令に規定する手續を経て郵便物を交付したときは、正當の交付をしたものとみなす。

第四十七條（郵便差出箱の私設） 郵便差出箱は、逓信官署の承認を受けて、これを施設することができる。

前項の郵便差出箱の私設に關する條件は、逓信大臣が、省令でこれを定める。

第四十八條（私設郵便差出箱の取集料） 私設郵便差出箱の取集料の額は、一年につき、左の金額の合計額とする。

一 一日の取集度數による金額 六度以上のもの 三百六十圓

三度以上のもの 三百圓

二度以下のもの 二百四十圓

二 一日の取集度數による金額 當該郵便差出箱の設置に因り取集のための路程かのびた場合において、そののびた路程に一日の取集度數に乘じたものの百パーセント又ははその端數ごとに

二十圓 前項第二號の路程は、逓信官署の定めるところによる。

第四十九條（第一項に規定する期中の取集料） 逓信官署は、郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年にみたない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

第四十九條（第一項に規定する期中の取集料） 逓信官署は、郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年にみたない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

第四十九條（第一項に規定する期中の取集料） 逓信官署は、郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年にみたない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

第四十九條（第一項に規定する期中の取集料） 逓信官署は、郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年にみたない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

での二期に分ち、毎期分を當該期の初日の前日までに納付しなければならない。

前項の期中の途中において郵便差出箱私設の承認があつた場合におけるその期の取集料は、これを直ち、一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、その全額をその期間の初日の前日までに納付しなければならない。

第五十條（郵便私書箱） 逓信大臣は、郵便局に郵便私書箱を設け、省令でその使用に關する條件を定めることができる。

郵便私書箱の使用料は一年につき、左の通りとする。

一 當該郵便局に設けられた郵便私書箱の數が二百以上であるとき 二百圓

二 當該郵便局に設けられた郵便私書箱の數が百以上二百未満であるとき 百二十圓

三 當該郵便局に設けられた郵便私書箱の數が百未満であるとき 八十圓

同一の郵便私書箱について二箇以上のかぎを貸與するときは、前項の使用料は、かぎ一箇を超える一箇ごとに二十圓を増す。

郵便私書箱の使用料には、第四十八條第三項及び第四項並びに前條の規定を適用する。

第五十二條（郵便物の還付） 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

この法律又はこの法律に基く省令に違反して差し出された郵便物は、第二十二條第五項及び第八十一條に規定する場合、第四十二條の規定により棄却された場合並びに前條の規定により受取人が受け取つた場合を除いて、これを差出人に還付する。

郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、國庫に歸屬する。

第五十三條（郵便物の送付の際の料金） 書留若しくは保險被とした通常郵便物又は小包郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに當該郵便物の料金及び書留料又は保險被料を納付しなければならない。

前條の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、左の各號の區分に從い、夫々その號に掲げる額の料金を納付しなければならない。

一 料金が未納又は不足であると

その不納金額の二倍に相當する額

二 當該郵便物が第十九條の規定に違反して差し出されたとき 書留料の二倍に相當する額

第五十四條（還付不納の郵便物） 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由に因り還付することができないものは、逓信大臣の指定する逓信官署において、これを開くことができる。

前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、逓信大臣の指定する逓信官署において、これを保管する。

前項の規定により保管した郵便物で有價物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がないときは、これを棄却し、有價物で滅失若しくは損のおそれがあるものは、その保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを賣却し、その賣却代金の一割に相當する金額を以て賣却手数料に充てた上その殘額を保管する。

前項の規定より賣却された有價物以外の有價物及び同項の規定により保管される賣却代金は、當該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときは、國庫に歸屬する。

第五十五條（誤配達郵便物の處理） 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を逓信官署に通知しなければならない。

前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、且つ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

第五十六條（省令への委任） この法律に規定するものの外、郵便物の差出、交付及び配達に關し必要な事項は、逓信大臣が、省令でこれ

を定める。

第五章 郵便物の特殊取扱

第五十七條(特殊取扱の種類) 逓信

大臣は、郵便物の特殊取扱として、この章に定めるところにより、書留、保険扱、速達、引受時刻証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を實施する。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をする。

書留の取扱は、保険扱とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

書留料は、五圓とする。

第五十九條(保険扱) 保険扱においては、逓信官署において、當該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をし、若し、送達の途中において當該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出の逓信官署に申出のあつた損害賠償額の全部又は一部を賠償する。

保険扱は、書留とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

第一項の損害賠償額は、五千圓以下とし、郵便物の内容たる物が、通貨であるときは、その金額を、通貨以外の物であるときは、その時價を超えることができない。

一 損害賠償額は、左の通りとする。
一 損害賠償額は、五百圓以下であるとき、

通貨 十五圓

通貨以外のもの 十圓

二 損害賠償額が五百圓を超えるとき

五百圓又はその端数ごとに五圓を前號の料金額に加えた金額

第六十條(速達) 速達の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物を他の郵便物に優先して送達する。

速達の取扱は、配達郵便局から陸路四キロメートル以内の場所に配達すべき通常郵便物につき、これをするものとする。

速達料は、四圓とする。

第二項に規定する路程は、逓信官署の定めるところによる。

第六十一條(引受時刻証明) 引受時刻証明の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物を引き受けた時刻を証明する。

引受時刻証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

引受時刻証明料は、十圓とする。

第六十二條(配達証明) 配達証明の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物を配達し、又は交付した事實を証明する。

配達証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

配達証明の取扱は、郵便物を差し出した後でも、その差出の日から六箇月以内を限り、これをするものとする。

配達証明料は、十圓とし、前項の規定による取扱をするときは、

十圓を増す。

第六十三條(内容証明) 内容証明の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物の内容たる文書の内容を省令の定める謄本によつて証明する。

内容証明の取扱は、假名、漢字、数字その他省令の定める文字又は記號を記載した文書一通のみを内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

内容証明料は、當該郵便物の内容たる文書の謄本が一枚であるときは、十圓とし、一枚を超える一枚ごとに五圓を増す。

二箇以上の郵便物でその内容たる文書の内容を同じくするもの並びに内容たる文書のうち名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする二箇以上の郵便物で夫々の名あて人にあてたものについての内容証明料の額は、そのうち一箇は前項に規定する額とし、その他は一箇ごとにその半額とする。

第六十四條(代金引換) 代金引換の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物を差出人の指定した額の金銭と引き換えに名あて人に交付し、その額の金銭を差出人の指定に従つて郵便爲替又は郵便振替貯金により差出人に送付する。

代金引換の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

第一項の規定により引き換える金額は、五千圓以下とする。

代金引換料は、十圓とする。但し、この料金には、第一項に規定する郵便爲替及び郵便振替貯金の料金を含まない。

第六十五條(代金引換の取消及び引換金額の変更) 代金引換の郵便物の差出人は、當該郵便物の交付前に限り、代金引換の取消又は引換金額の変更を差出郵便局に請求することができる。

代金引換の取消料の額は、第四十三條第二項に規定する取もどし料と同額とし、引換金額の変更料の額は、同項に規定するあて名変更料と同額とする。

第六十六條(特別送達) 特別送達の取扱においては、逓信官署において、當該郵便物を民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により、送達し、その送達の事實を証明する。

特別送達の取扱は、法律の規定に基いて民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

特別送達料は、十圓とする。

第六十七條(年賀特別郵便) 逓信大臣は、省令で年賀特別郵便の取扱に關し必要な事項を定めることができる。

第六章 損害賠償

第六十八條(事由及び金額) 逓信大臣は、この法律又はこの法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各號の一に該當する場合に限り、その損害を賠償する。

る。

一 書留は保険扱とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき。

二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。

前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。

一 書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき

百圓(實損額が百圓未満であるときは、その實損額)

二 保険扱とした郵便物の全部を亡失したとき

損害賠償額の全部

三 保険扱とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき

損害賠償額と殘存價格との差額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき

引換金額

第六十九條(免責) 損害が差出人若しくは受取人の過失、當該郵便物の性質若しくは缺陷又は不可抗力に因り發生したものであるときは、逓信大臣は、前條の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第七十條(無損害の推定) 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、且つ、重量に變りがないときは、損害がないものと推定する。

第七十一條(損害の検査) 逓信大臣

の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだときは、逓信官署は、その者の出頭を求め、その立會のもとに當該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならぬ。

前項の場合において、當該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正當の事由なく立會のため出頭しなかつたときは、逓信官署は、その郵便物をその者に没収し、又は還付する。

第七十二條（郵便物受取に因る損害賠償請求權の消滅） 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受取つた後、又は前條第一項の規定により受取を拒んだ場合において、同條第二項に規定する期間内に正當の理由なく立會のため出頭しなかつたときは、その郵便物につき損害賠償の請求をすることができない。

第七十三條（損害賠償の請求權者） 損害賠償の請求をすることができ

る者は、當該郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人とする。

第七十四條（損害賠償を請求することができる期間） 損害賠償の請求權は、當該郵便物を差し出した日から一年間これを行わないことに因つて消滅する。

第七十五條（損害賠償後の郵便物發見） 逓信官署は、損害賠償があつた後その郵便物の全部又は一部を發見したときは、その旨をその賠償受領者に通知しなければならぬ。この場合において、賠償受

領者は、その通知を受けた日から三箇月以内に、省令の定めるところにより、賠償金の全部又は一部を返付して、その郵便物の交付を請求することができる。

第七章 罰則

第七十六條（事業の獨占を妨ぐる罪）

第五條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の場合において、金錢物品を收得したときは、これを沒收する。既に消費し、又は譲渡したときは、その價額を追徴する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても同項の罰金を科する。

第七十七條（郵便物を開く等の罪）

逓信官署の取扱中に係る郵便物を正當の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。但し、刑法第二百五十八條又は第二百五十九條に該當する場合に於ては、同條の刑に處する。

第七十八條（郵便用物件を損傷する等の罪） 郵便専用の物件又は現に郵便の用に供する物件に對し損傷その他郵便の障害となるべき行為をした者は、これを五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

第七十九條（郵便物の取扱をしない等の罪） 郵便の業務に従事する

者がことさらに郵便の取扱をせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處する。

郵便の業務に従事する者が重大な過失に因つて郵便物を失つたときは、これを二千圓以下の罰金に處する。

第八十條（信書の秘密を侵す罪） 逓信官署の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

第八十一條（郵便禁制品を差し出す罪） 第十四條の規定の違反があつたときは、その違反行為をした者を五千圓以下の罰金又は科料に處し、その郵便物として差し出した物を沒收する。

第八十二條（第三種郵便物の認可をいつわる罪） 第三種郵便物の認可のない定期刊行物に第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げたときは、その定期刊行物の發行人を三千圓以下の罰金に處する。

第八十三條（料金を免かせる罪） 不正に郵便に關する料金を免かれ、又は他人にこれを免かさせた者は、これを二千圓以下の罰金又は科料に處する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

第八十四條（切手類を偽造する等の罪） 行使の目的を以て逓信大臣又は外國政府の發行する郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす證券を偽造し、若しくは變造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に處する。偽造し、變造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす證券を行使し、又は行使の目的を以てこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けた者も、同様とする。

前項の規定は、何人でも國外でその罪を犯した者に、これを適用する。

第八十五條（未遂罪及び豫備罪） 第七十六條乃至第七十八條、第八十條、第八十三條及び前條の未遂罪は、これを罰する。

前條の罪を犯す目的でその豫備をした者は、これを二年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處し、その用に供した物は、これを沒收する。

附則

第八十六條 この法律は、第十條の規定を除いて、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十條の規定施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年四月一日以前でなければならぬ。

第八十七條 明治三十三年法律第五十四號郵便法は、これを廢止する。

第八十八條 この法律施行前に差し出された郵便物については、なお

從前の例による。

第八十九條 舊法の規定又はこれに基く省令によつた處分、手續その他の行為は、この法律中これに相當する規定がある場合には、この法律によりこれをしたものとみなす。

第九十條 舊法第三條の規定は、第八十七條の規定にかかわらず、第八十六條第二項に規定する期日の前日までは、なおその效力を有する。

第九十一條 この法律施行の際現に郵便切手其の他郵便に關する料金をあらわす證券の賣さばきの認可を受けている者は、これを第三十三條に規定する法律の定める賣さばき人とみなす。

第九十二條 この法律施行前（第九十條の場合には、同條の規定により舊法第三條の規定がその效力を有する間）にした行為の處罰については、なお從前の例による。

○三木國務大臣 今同郵便法の御審議を願ふことになりましたので、この機會に提案の理由及び要旨を御説明申し上げる。

現行郵便法は、明治三十三年に制定せられ、その後經濟事情その他社會事情の變遷に伴ひまして、料金、罰則その他の部分的改正がなされて今日に至つておるのであります。新憲法が施行せられました新事態のもとにおきましては、現行郵便法を廢止して、新たに新憲法の精神に即した郵便法を制定するの適當と考へられましたので、今同この法律案を提出することとした次第であります。従ひましてこの法律の制定の方針としましては、新憲法の精

送人等が、道路に障害があつて通行し
がたい場合に、塙型または欄柵のない
宅地田畑その他の場所を通行できる特
權も従来はありました。事故に遭つた

具體的に内容及び通法條の第四條は、別の法律で定めることとしたのであります。

第四の點は、國民は法の下に平等であらねばならないとする新憲法の精神

ましたとともに、天災その他やむを得ない事由がある場合に、逓信大臣が郵便の利用を制限し、また郵便の業務の一部を停止することができる規定を郵

第二に、現行小包郵便料金は、全國均一となつておりますために、同一市町村内等ごく近距離に發着するものについては適當でありませんので、逓信

の取扱手数から見ても、これらと差別する理由がありませんので、それを十圓にすることとしましたとともに、昭和十五年以降取扱停止中でありました代

金引換料を、他の特殊取扱料との權衡を考へて、これを十圓とするにしました。

第八の點は、罰則についてでありまして、罰金の金額を現下の物價事情に鑑みまして十倍に引上げることにしました。

干の改正をすることにしました。

第一に、郵便の獨占を亂す罪については、これを法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人もしくは人の業務に關して犯した場合に、行爲者を罰するほか、その法人または人に對しても同様の罰金を科することにしました。

第二に、郵便物の運送をしない罪については、前述の通り逓信大臣が運送營業者に對して、郵便物の運送を要求できる場合の條件、運送義務の具體的な内容等を別の法律に規定することとしたので、その法律制定の際、改めて規定することとし、一まづこの法案には關係の罰則を設けないこととした。なお右の關係からこの法案における運送營業者の郵便物運送義務に關する規定は、これに關する特別法が制定實施されるまで、これが實施を遲らせ、その間は現行法中の郵便物運送義務に關する規定及びこれに對する罰則の效力を特に存続させるような處置をとることにいたしました。

第三に、逓信官署の取扱中における信書の秘密を犯した罪は、現行法では親告罪となつておりますが、郵便事業の信用を確保する公益保護のため、これを親告罪としないことにしました。

第四に、偽造、變造等の郵便切手類は、現行法では、裁判によつて沒收する

場合のほか、行政處分によつて沒收することになつておりますが、新憲法の國民の私有財産を尊重する精神から見て、適當ではないと認められますので、行政處分による沒收はこれを廢止することにしました。

最後にこの法律の實施期日は、準備の關係を考慮しまして、これを明年の一月一日とするにいたしました。

もつとも第十條の運送營業者の郵便物運送義務に關する規定は、この規定實施上、必要な郵便物の運送に關する法律が準備の關係上、今國會に提出することができませんので、その實施期日は政令で定めることとし、その期日は、郵便物の運送に關する法律案を次の通常國會までに提出して、明年の四月一日までに實施しなければならぬこととし、それまでの間は現行法の第三條、第四十二條及び鐵道船舶郵便法を適用することとしたのであります。

以上簡單でございますが、郵便法案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いいたします。

（軍井委員長代理退席、委員長著席）

○岡田委員長 では本法案に對する質疑に入ります。本日は相なるべく總括的の質問に入られたいと存じます。ではこれより質疑を許します。

○千賀委員 個人の利益を認めて、いろいろ新法案につきましては、舊法案のしからざることを改訂したという御意思は、まことにごもつともであります。しかしながら現今の山猫爭議のごときは、この新法令が實施されてお

るのではありせんけれども、將來ああい種々の爭議が起りました際は、これによつて個人の受ける損害はだれが負擔するのである。せんだつての爭議の實際場に行つてみますと、すでに山と積まれた小包の行囊の中に、中の食料品が酸敗いたしました。もう熟を出してやるものもあるし、鼠が行囊を食い破つて、中から栗その他の食料品を引きすり出して、至るところで散亂、狼藉をきわめておる。これはみな個人の深刻なる損害になつておるのであります。こういうようなものが、起つてきたときに——これは正當な手續によるあるいは爭議ではないのであります。將來あつた爭議が起つてきて、どこに責任があるかわからないというやうな、郵便を利用せんとする國民の上に起つた爭議は、どういふ解決をとられるのか、この點を伺います。

○小笠原政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。郵便の關係におきましては、非常に多數のものを取扱う關係もありまして、また同時にこの法案の第一條にも書いてありますやうに、なるべく低廉な料金で取扱うというやうなこともなつております關係上、損害賠償に關しましては、一般の民法におけるところの原則には、必ずしもよらないことになつておるのであります。従つて現行郵便法においても同様なのでございますが、新しい郵便法案においても、この第六章の損害賠償というところに、損害を賠償すべき場合を特に限定いたしておるのであります。この損害を賠償いたします場合は、六十八條に書いてございますが、逓信大臣は、この法律又はこの法律に

基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各號の一に該當する場合に限り、その損害を賠償する。第一は「書留又は保險扱とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又は損じたとき」第二は「引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき」この場合のみに限定されておりますと同時に、その次の第六十九條の規定によりまして「損害が差出人若しくは受取人の過失、當該郵便物の性質若しくは缺陷又は不可抗力に因り發生したものであるときは、逓信大臣は、前條の規定にかかわらず、その損害を賠償しない」というやうなことになるのであります。要するにこの規定によつて、特に認められております場合に限りまして、損害を賠償する。かようなことになる次第であります。

○千賀委員 私の質問の場合にはつきりいたしません。そのやうな山猫爭議のごときは不可抗力の中に入られ、あの數萬個の小包の内容が、ほとんど利用し能わざるやうな損害を受けておるものが、あつたりとそれで片づくものであります。いかゞでありますか。

○軍井委員 ただいま千賀委員から山猫爭議山猫爭議という言葉が、ありますが、これは千賀委員と御相談ですが、そういう言葉を御使うことは、從業員諸君をたいへん刺激するやうになりはせぬかと考えます。實は山猫爭議といふことは、現在政府がこれを言つたかのごとく申しておる人もありますが、どこから出た言葉であるかわかりませんけれども、たいへん刺激する言葉と思ひますので、できれば取消をお願いしたいと思います。

○千賀委員 一身上の辯明をいたします。山猫爭議と私が言ひますのは、正規な手續によつて起つておる爭議でない。どこに責任があるかわからないというやうな爭議を、總稱して言つたつもりであります。これは現在のものと、私の質問の根本的な理念と、混線はいたしておりますが、ほかによい言葉があればもちろんかえてもいいのであります。私はよい言葉を政府委員に教へてもらへば、そういう言葉を言いかえてもよいので、もちろん山猫爭議を固執するものではありません。はつきり正規の手續で起つていない爭議、責任がどこにあるか、まだ検討され、究められておらないやうな爭議、こういうやうなものの起つた場合を指して言つておるのであります。

○小笠原政府委員 ただいま御質問の具體的の場合について、實は直接御答辯できればはなはだよろしいわけでございますが、まだその點について詳しく法律的に検討いたしておりません。ただ法律上正當の行爲として行われ、た場合には、やむを得ないのでないかと思ひます。なおこの點はよく研究しました上で、あらためてお答えすることをお許し願ひたいと思ひます。

○千賀委員 そこで現在理由であるとか、責任であるとかいうことは別として、實際小包の中の食料品はどんな腐つて、數萬箇の小包の中の内容が、ほとんど價值の上から言つてゼロに歸しつたものであります。まず現在舊法律によつてこれは検討できません。よければ、その個人の權利を非常に深刻に認められておる新しいこの法案においては、こういう場合にどういふ解決をつけられるか。郵便に品物を

は、現行法では、裁判によつて没収す

ごときは、この新法令が實施されてお

「逓信大臣は、この法律又はこの法律に

たいと思います。

り解決をつけられるか。郵便に品物を

委託している人々の損害はどういう解
決がついていくのか。その點を伺いま

○小笠原政府委員 法律上正當の行爲
として行われます場合に置きまして

○片島委員 だいたいの千賀委員のお
つしやられたことに關連しておるので

○林(百)委員 今後の法律上認められてお
るのではありません。その場合において

○小笠原政府委員 この問題は非常に
重要な問題でございますので、よく研

○林(百)委員 この逓信労働協約の第
三條の第一項の第二號によりする

○林(百)委員 最後の仕上げをする、
それについては別に經營協議會にかけ

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

側との協議會にかけてこれを決定する
というところが労働協約にうたつてある

○山戸政府委員 この法案を制定する
にあたりまして、一應協議會の意見を

○林(百)委員 この今われ／＼の手も
とにある最終の案ですね。これは協議

○山戸政府委員 その案については見
せておりません。

○林(百)委員 そうすると將來これに
ついてはやはり經營協議會にかけて、

○小笠原政府委員 この法律案の立案
につきましては、ただいま山戸政府委

○林(百)委員 最後の仕上げをする、
それについては別に經營協議會にかけ

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

す。これをつくるまでには相談をいた
し、最後にこうしたことについては經

○三木國務大臣 林君の言われておる
ことは、労働協約等によつて、できる

○岡田委員 次會から兩方とも併せ
て、やはり逓信的に政府委員の説明を

○林(百)委員 次會から兩方とも併せ
て、やはり逓信的に政府委員の説明を

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○林(百)委員 最後の仕上げをする、
それについては別に經營協議會にかけ

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

でありまして、また國民大衆に對し非
常に利害關係をもつた法律案でありま

○岡田委員 次會から兩方とも併せ
て、やはり逓信的に政府委員の説明を

○林(百)委員 次會から兩方とも併せ
て、やはり逓信的に政府委員の説明を

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○林(百)委員 最後の仕上げをする、
それについては別に經營協議會にかけ

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

條ごとに審議していくということは全
部のんだということにはならないので

○岡田委員 次會から兩方とも併せ
て、やはり逓信的に政府委員の説明を

○林(百)委員 次會から兩方とも併せ
て、やはり逓信的に政府委員の説明を

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○林(百)委員 最後の仕上げをする、
それについては別に經營協議會にかけ

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

○片島委員 本案の概要について大臣
から先ほど説明があつたのであります

昭和二十二年十二月二十三日印刷

昭和二十二年十二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局